

第40期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日（金曜日）午前10時
（受付開始 午前9時30分）

開催場所

大阪市北区中崎西三丁目1番2号
当社本店2階会議室
（末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

議決権行使期限

2026年6月25日（木曜日）午後6時

目次	第40期定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	
第1号議案	剰余金処分の件	5
第2号議案	取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	6
	事業報告	9
	連結計算書類	23
	計算書類	25
	監査報告書	27

(証券コード2179)
2026年6月9日
(電子提供措置の開始日 2026年6月5日)

株 主 各 位

大阪市北区中崎西三丁目1番2号

株式会社 成学社

代表取締役社長 永 井 博

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

株主総会資料 掲載ウェブサイト

<https://www.kaisei-group.co.jp/corporate/irinformation-soukai.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、**2026年6月25日（木曜日）午後6時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪市北区中崎西三丁目1番2号
当社本店2階会議室

(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第40期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにもその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。また、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を除いております。なお、監査役及び会計監査人は下記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・業務の適正を確保するための体制
- ・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

◎配当金のお受け取りには、お受け取り忘れのない「口座振込」をぜひご利用ください。詳しくはお取引の証券会社等へお問い合わせください。

# 議決権行使のご案内

## 当日ご出席の場合



株主総会  
開催日時

**2026年6月26日（金曜日）午前10時**

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

## 当日ご出席されない場合

### <インターネットによる議決権行使>



行使期限

**2026年6月25日（木曜日）午後6時まで**

後述の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### <郵送による議決権行使>



行使期限

**2026年6月25日（木曜日）午後6時必着**

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

- 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、下記の事項をご確認いただきまして、**議決権**を行使させていただきますようお願い申し上げます。

## 議決権行使期限

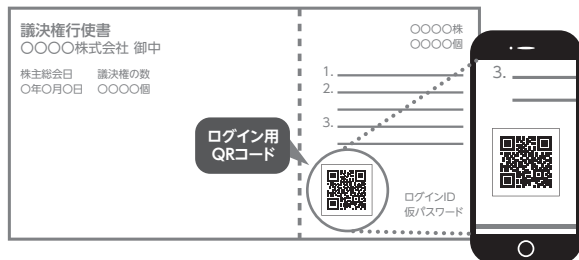
2026年6月25日（木曜日）午後6時00分締切

（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙の副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙の副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

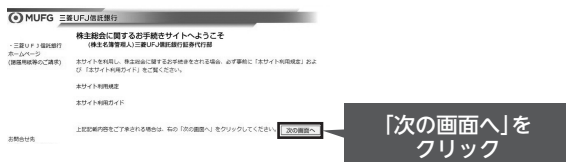
## ご注意事項

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

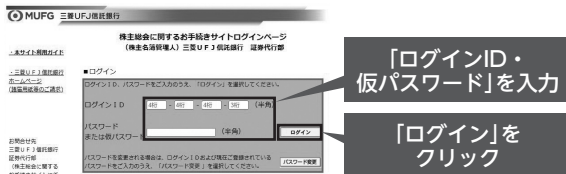
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。



- 3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

## システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）  
電話 0120-173-027（通話料無料）  
（受付時間 午前9時から午後9時まで）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、長期にわたる安定基盤の確立に努めるとともに、継続的かつ安定的な配当の実施を基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその額  
当社普通株式1株につき金11円00銭 総額61,026,878円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年6月29日

## 第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2005年8月26日開催の第19期定時株主総会において月額20,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式を報酬等として付与し、又は譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年間29,000株以内、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として年額12,000千円以内といたします。ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、対象取締役は6名となります。

また、本議案に基づく譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

- (1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記（1）に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記（2）に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記（1）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (7) 上記（6）に規定する場合においては、当社は、上記（6）の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

**【譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】**

本議案は、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、又は報酬等として譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の概要は事業報告20頁に記載のとおりであります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針について、ご承認いただいた内容と整合するように変更いたします。また、本議案に基づき1年間に発行又は処分される株式数の上限の発行済株式総数（2026年3月31日時点）に占める割合は0.49%とその希薄化率は軽微であります。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

**（ご参考）**

当社は、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の執行役員に対しても、譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

# 事業報告

(2025年4月1日から  
2026年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、企業収益や雇用環境の改善などにより、景気は緩やかな回復を続けているものの、不安定な国際情勢や継続する物価上昇など、先行きが不透明な状態が続いております。

当業界では、少子化による学齢人口の減少や教育ニーズの多様化により一層競争は厳しさを増しております。また従来の教育サービスのみならず、大学入試制度改革やICTを活用した教育サービスや保育園・学童保育等の保育サービスへの需要の高まり等により経営環境は大きく変化しております。

このような状況の中で、当社グループは事業ドメイン「乳幼児から社会人までの教育および保育を基本とする教育企業」の下、主力の学習塾ブランドである「個別指導学院フリーステップ」に加え、クラス指導の学習塾「開成教育セミナー」、認可保育所「かいせい保育園」、外国人留学生を対象とした「開成アカデミー日本語学校」等を運営し、幅広い教育及び保育ニーズに応え事業展開を行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は15,156,867千円（前年同期比6.1%増）、営業利益は978,869千円（前年同期比25.8%増）、経常利益は965,205千円（前年同期比27.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は583,806千円（前年同期比26.5%増）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

(教育関連事業)

グループ塾生数について

| 部門       | 2024年11月末 | 2025年11月末 | 増減率    |
|----------|-----------|-----------|--------|
| 個別指導部門   | 19,739人   | 20,590人   | +4.3%  |
| クラス指導部門  | 6,412人    | 6,038人    | △5.8%  |
| 保育部門     | 745人      | 749人      | +0.5%  |
| その他の指導部門 | 542人      | 633人      | +16.8% |
| 合計       | 27,438人   | 28,010人   | +2.1%  |

- (注) 1. 当社グループにおいて例年ピークを迎える11月末時点の在籍者数を記載しております。  
2. グループ在籍者数は、当社グループが運営する学習塾等に通う者に限り、フランチャイズ教室に通う者は含んでおりません。

個別指導部門では、主カブランド「個別指導学院フリーステップ」の強みである「点数アップと大学受験に強いフリーステップ」の継続的なアピール、塾生募集のWE B広告の強化等により塾生数は増加いたしました。クラス指導部門では、夏期講習の募集不調が響き塾生数は減少いたしました。その他の指導部門は、日本語学校の新生入生受入が好調だったことにより、学生数は増加いたしました。

## 教室展開について

| 部門         | 前期末 | 増加 | 減少 | 当期末 |
|------------|-----|----|----|-----|
| 個別指導部門     | 230 | 6  | 6  | 230 |
| クラス指導部門    | 70  | —  | 4  | 66  |
| 保育部門       | 17  | —  | —  | 17  |
| その他の指導部門   | 5   | —  | —  | 5   |
| 直営教場数      | 277 | 7  | 7  | 277 |
| フランチャイズ教室数 | 50  | 3  | 1  | 52  |

(注) 複数の部門を開講している教室があるため、各部門の合計と直営教場数は一致いたしません。

直営教室は、新規開校した5教室（東京都2、神奈川県1、千葉県1、埼玉県1）、直営化した1教室（大阪府）、移転分離した1教室（大阪府）が増加し、閉鎖した4教室（大阪府3、滋賀県1）、移転統合した1教室（大阪府）、フランチャイズ化した2教室（東京都）が減少いたしました。これにより、期末における直営教室数は277教室となりました。

フランチャイズ教室は、新規開校した1教室（東京都）、前述のフランチャイズ化した2教室の増加及び直営化した1教室の減少により、期末におけるフランチャイズ教室数は52教室となりました。

## 損益について

個別指導部門では、塾生数の増加、物価上昇に伴う授業料の改定、講習会が好調だったこと等により、クラス指導部門では、募集不調が響いたものの子会社である株式会社一会塾の寄与により、学習塾部門の売上高は増加いたしました。保育部門では、公定価格改定に伴う給付金の増加、運営費補助金の増加等により、売上高は増加いたしました。その他の指導部門では、「開成アカデミー日本語学校」の学生数が増加したこと等により、売上高は増加いたしました。

費用面では、従業員の処遇改善等による人件費の増加、塾生募集のためWEB広告等を積極的に行ったことによる広告宣伝費の増加、関東圏での新規教室展開に伴う家賃の増加等により、費用は増加いたしました。

この結果、売上高は15,050,165千円（前年同期比6.2%増）、売上高の伸びで費用を吸収したことにより、セグメント利益（営業利益）は1,005,859千円（前年同期比24.1%増）となりました。

(不動産賃貸事業)

入居するテナントが減少したことから、売上高は39,448千円（前年同期比5.5%減）、セグメント利益（営業利益）は22,305千円（前年同期比8.9%減）となりました。

(飲食事業)

客単価は向上したものの、梅田再開発の影響により店舗周辺の流入客数が減少したこと等により、売上高は67,253千円（前年同期比0.3%減）、人材採用に伴い求人広告費が増加したこと等により、セグメント損失（営業損失）は4,715千円（前年同期はセグメント損失（営業損失）3,900千円）となりました。

■セグメント別売上高

| セグメント別  | 売上高（千円）    | 構成比（%） |
|---------|------------|--------|
| 教育関連事業  | 15,050,165 | 99.3   |
| 不動産賃貸事業 | 39,448     | 0.3    |
| 飲食事業    | 67,253     | 0.4    |
| 合計      | 15,156,867 | 100.0  |

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資等の総額は470,750千円であり、主なものは次のとおりであります。

① 教育関連事業

教室の新設、移転、改修等に、461,861千円の設備投資を行いました。

② 飲食事業

内装設備の改修等に、4,019千円の設備投資を行いました。

③ 全社

ITインフラ整備等に、4,869千円の設備投資を行いました。

### (3) 資金調達の状況

#### 長期借入金

当連結会計年度において教室新規開設等のための資金として、金融機関より総額800,000千円の借入を行っております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループが優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

#### ブランド力の向上、集客力の強化

ドミナント戦略に基づいた教室展開によるブランド力の向上、合格実績の積み重ねによる集客力の強化が重要な課題となっております。特に、関東圏での教室開校を積極的に行い、知名度・集客力の向上を図ります。

#### 幅広い教育分野での事業展開の強化

学習塾に限らない幅広い教育分野での事業展開の強化が重要な課題となっております。認可保育所や日本語学校の運営、海外での事業展開に加え、教育コンテンツ制作会社の連結子会社化等を通じて事業を行う教育分野を拡大しております。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                         | 2022年度<br>第37期 | 2023年度<br>第38期 | 2024年度<br>第39期 | 2025年度<br>第40期<br>(当連結会計年度) |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売 上 高(千円)                   | 12,671,448     | 13,102,403     | 14,287,096     | 15,156,867                  |
| 経 常 利 益(千円)                 | 727,777        | 711,125        | 758,557        | 965,205                     |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益(千円) | 421,500        | 433,809        | 461,479        | 583,806                     |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益          | 75円95銭         | 78円19銭         | 83円18銭         | 105円23銭                     |
| 総 資 産(千円)                   | 8,512,952      | 8,863,064      | 9,472,503      | 9,911,519                   |
| 純 資 産(千円)                   | 3,151,640      | 3,474,458      | 3,859,048      | 4,329,894                   |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額            | 568円04銭        | 626円27銭        | 695円59銭        | 780円46銭                     |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                | 2022年度<br>第37期 | 2023年度<br>第38期 | 2024年度<br>第39期 | 2025年度<br>第40期<br>(当事業年度) |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高(千円)          | 12,253,648     | 12,645,699     | 13,618,459     | 14,392,094                |
| 経 常 利 益(千円)        | 670,828        | 675,725        | 740,513        | 906,492                   |
| 当 期 純 利 益(千円)      | 365,508        | 397,216        | 473,179        | 536,383                   |
| 1 株 当 たり 当 期 純 利 益 | 65円86銭         | 71円60銭         | 85円29銭         | 96円68銭                    |
| 総 資 産(千円)          | 8,099,174      | 8,501,511      | 9,053,568      | 9,476,946                 |
| 純 資 産(千円)          | 3,086,407      | 3,386,500      | 3,757,043      | 4,179,695                 |
| 1 株 当 たり 純 資 産 額   | 556円29銭        | 610円41銭        | 677円20銭        | 753円38銭                   |

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で算出しております。

(6) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、小中高生を対象とした個別指導・クラス指導を柱とする教育関連事業を主な事業とし、これに付帯する事業並びに不動産賃貸事業、飲食事業を営んでおります。

| 事業      | 主要商品等             |
|---------|-------------------|
| 教育関連事業  | 個別指導、クラス指導、保育、その他 |
| 不動産賃貸事業 | 店舗、テナントの賃貸        |
| 飲食事業    | 飲食サービスの提供         |

(7) 主要な事業所 (2026年3月31日現在)

| 名称  | 所在地                                  |
|-----|--------------------------------------|
| 本社  | 大阪市                                  |
| 事業所 | 大阪府、東京都、兵庫県、京都府、滋賀県、埼玉県、神奈川県、奈良県、千葉県 |

(8) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 報告セグメントの名称 | 使用人数         | 前連結会計年度末比増減 |
|------------|--------------|-------------|
| 教育関連事業     | 800[ 1,039]名 | +38[ +22]名  |
| 不動産賃貸事業    | —[ —]名       | —[ —]名      |
| 飲食事業       | 3[ 6]名       | △1[ —]名     |
| 全社(共通)     | 38[ 9]名      | —[ △6]名     |
| 合計         | 841[ 1,054]名 | +37[ +16]名  |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 使用人数欄の [外書] は、臨時使用人の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。  
3. 臨時使用人には契約社員、非常勤講師、パートタイム使用人を含み、派遣使用人を除いております。  
4. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属している使用人であります。  
5. 不動産賃貸事業は、管理部門の使用人が兼務で運営、管理を行っており、専任の使用人はおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数        | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-------------|-------------|-------|--------|
| 766[ 987] 名 | +36[ +12] 名 | 38.5歳 | 7.8年   |

- (注) 1. 使用人数は就業人員であります。  
2. 使用人数欄の [外書] は、臨時使用人の年間平均雇用人員 (1日8時間換算) であります。  
3. 臨時使用人には契約社員、非常勤講師、パートタイム使用人を含み、派遣使用人を除いております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名             | 資本金           | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                           |
|-----------------|---------------|----------|-----------------------------------|
| 株式会社アプリス        | 100,000千円     | 100%     | 広告・印刷物等の製作、講師派遣、不動産賃貸、飲食店舗の運営     |
| 株式会社かいせいチャイルドケア | 10,000千円      | 100%     | 保育所の運営                            |
| 株式会社ナスピア        | 10,000千円      | 100%     | デジタル教材の企画・制作、システム・ネットワークの設計・開発・運営 |
| 株式会社一会塾         | 9,900千円       | 100%     | 大学受験（医学部・難関大学特化型）専門の予備校運営         |
| 成学社コリア株式会社      | 100,000千ウォン   | 100%     | 就業斡旋・紹介                           |
| 成学社ベトナム有限責任会社   | 11,595,000千ドン | 100%     | 幼稚園の運営、コンサルティング業務                 |

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(10) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高（千円） |
|--------------|-----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 669,071   |
| 株式会社阿波銀行     | 497,174   |
| 株式会社三井住友銀行   | 491,753   |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 311,622   |
| 日本生命保険相互会社   | 114,000   |
| 独立行政法人福祉医療機構 | 68,252    |
| 株式会社京都銀行     | 43,336    |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 15,360,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 5,547,898株 (自己株式 328,102株を除く)

(3) 株主数

7,527名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株主名                  | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|----------------------|-----------|---------|
| 太田明弘                 | 1,471,200 | 26.51   |
| 株式会社オージャス            | 1,176,000 | 21.19   |
| 学校法人高宮学園             | 277,000   | 4.99    |
| 成学社従業員持株会            | 252,800   | 4.55    |
| 株式会社くふうカンパニーホールディングス | 249,900   | 4.50    |
| 太田貴美子                | 174,000   | 3.13    |
| 株式会社さなる              | 159,000   | 2.86    |
| 株式会社仙台進学プラザ          | 119,400   | 2.15    |
| 永井博                  | 104,326   | 1.88    |
| 有限会社日本作文指導協会         | 58,600    | 1.05    |

(注) 当社は、自己株式328,102株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中の職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

| 地 位       | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況                          |
|-----------|------|---------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 太田明弘 | 株式会社ニューウェーブ代表取締役社長<br>成学社コリア株式会社代表取締役 |
| 代表取締役社長   | 永井 博 | 株式会社かいせいチャイルドケア代表取締役社長                |
| 常 務 取 締 役 | 藤田正人 |                                       |
| 取 締 役     | 檜浦達也 | 株式会社アプリス代表取締役社長                       |
| 取 締 役     | 磯野智行 | 個別指導統括本部長                             |
| 取 締 役     | 山本一之 | 経営企画部長                                |
| 取 締 役     | 平井 周 |                                       |
| 常 勤 監 査 役 | 山田明彦 |                                       |
| 監 査 役     | 竹山直彦 | 竹山法律事務所所長                             |
| 監 査 役     | 上田文雄 | 上田文雄税理士事務所所長                          |

- (注) 1. 取締役平井周氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役であります。  
2. 監査役竹山直彦氏及び上田文雄氏は、会社法第2条第16号に規定する社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役平井周氏、監査役竹山直彦氏及び上田文雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 監査役上田文雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった損害賠償金や争訟費用等の損害を填補することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(5) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬は、取締役が直接任用されている市場において、市場競争に耐え得るレベルで、その役割及び職責等に相応しい水準に設定することを方針としており、月例の固定報酬のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役会長に一任しております。

② 監査役の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する観点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は株主総会の決議による総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年8月26日開催の第19期定時株主総会において、月額20,000千円以内と決議いただいております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名であります。

監査役の報酬限度額は、2005年8月26日開催の第19期定時株主総会において、月額2,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役会長太田明弘が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、権限を委任した理由は、業界動向に精通していることから、当社全体の業績を勘案しつつ、取締役が直接任用されている市場において市場競争に耐え得るレベルに設定するには代表取締役会長が決定することが適していると判断したためであります。なお、取締役会は、当該権限が代表取締役会長によって適切に行使されるよう監視しており、これらの手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)         | 報酬等の種類別の総額（千円）         |        | 対象となる役員<br>の員数（人） |
|------------------|------------------------|------------------------|--------|-------------------|
|                  |                        | 固定報酬                   | 業績連動報酬 |                   |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 110,430千円<br>(5,010千円) | 110,430千円<br>(5,010千円) | —      | 7人<br>(1人)        |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,500千円<br>(4,020千円)  | 10,500千円<br>(4,020千円)  | —      | 3人<br>(2人)        |

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役竹山直彦氏は竹山法律事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役上田文雄氏は上田文雄税理士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名   | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役 <sup>6</sup> に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                  |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 平井 周 | 当事業年度に開催された13回の取締役会のうち11回に出席いたしました。また、社外取締役による取締役への牽制機能の実効性を高めるため、当事業年度に開催された12回全ての監査役会に出席いたしました。教育者、学校経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、内部管理の見地から取締役会の意思決定に際して適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても、経営に対するコメントを適宜発信しております。 |
| 監査役 | 竹山直彦 | 当事業年度に開催された13回全ての取締役会に、また、当事業年度に開催された12回全ての監査役会に出席いたしました。当社の事業内容に精通し、弁護士として、法律に関する相当程度の知見を有しており、専門的見地に基づき取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても、内部監査について適宜必要な発言を行っております。                                  |
| 監査役 | 上田文雄 | 当事業年度に開催された13回全ての取締役会に、また、当事業年度に開催された12回全ての監査役会に出席いたしました。当社の事業内容に精通しており、企業会計の専門的見地に基づき取締役会において適宜必要な発言を行っております。また、監査役会においても、当社の経理システム並びに内部監査について適宜必要な発言を行っております。                                         |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 | 支払額      |
|---------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 24,800千円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24,800千円 |

- (注) 1. 会社が提示した会計監査人の報酬額について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科目              | 金額               | 科目              | 金額               |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,322,548</b> | <b>流動負債</b>     | <b>3,484,140</b> |
| 現金及び預金          | 2,584,118        | 買掛金             | 124,301          |
| 営業未収入金及び契約資産    | 1,329,733        | 1年内返済予定の長期借入金   | 782,433          |
| 商品              | 43,303           | リース債務           | 14,828           |
| 仕掛品             | 7,923            | 未払金             | 607,897          |
| 貯蔵品             | 8,112            | 未払法人税等          | 216,659          |
| その他             | 358,508          | 前受金             | 909,109          |
| 貸倒引当金           | △9,150           | 賞与引当金           | 213,327          |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,588,970</b> | 資産除去債務          | 3,543            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,939,007</b> | その他             | 612,039          |
| 建物及び構築物         | 2,582,505        | <b>固定負債</b>     | <b>2,097,483</b> |
| 土地              | 1,107,259        | 長期借入金           | 1,412,774        |
| リース資産           | 83,944           | リース債務           | 64,070           |
| その他             | 165,298          | 退職給付に係る負債       | 10,718           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>295,332</b>   | 繰延税金負債          | 32,118           |
| のれん             | 122,511          | 資産除去債務          | 554,296          |
| その他             | 172,821          | その他             | 23,505           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,354,630</b> | <b>負債合計</b>     | <b>5,581,624</b> |
| 投資有価証券          | 10,620           | <b>純資産の部</b>    |                  |
| 長期貸付金           | 26,969           | <b>株主資本</b>     | <b>4,341,257</b> |
| 繰延税金資産          | 248,631          | 資本金             | 100,000          |
| 差入保証金           | 980,884          | 資本剰余金           | 313,457          |
| その他             | 87,525           | 利益剰余金           | 4,193,488        |
|                 |                  | 自己株式            | △265,687         |
|                 |                  | その他の包括利益累計額     | △11,362          |
|                 |                  | 為替換算調整勘定        | △11,362          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>4,329,894</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>9,911,519</b> | <b>負債・純資産合計</b> | <b>9,911,519</b> |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額        |
|-----------------|------------|
| 売上高             | 15,156,867 |
| 売上原価            | 11,633,486 |
| 売上総利益           | 3,523,381  |
| 販売費及び一般管理費      | 2,544,511  |
| 営業利益            | 978,869    |
| 営業外収益           |            |
| 受取利息            | 1,588      |
| 受取手数料           | 8,008      |
| 違約金の収入          | 4,380      |
| その他             | 7,351      |
| 営業外費用           |            |
| 支払利息            | 27,723     |
| その他             | 7,270      |
| 経常利益            | 965,205    |
| 特別利益            |            |
| 固定資産売却益         | 311        |
| 事業譲渡益           | 8,909      |
| 特別損失            |            |
| 減損損失            | 104,166    |
| 税金等調整前当期純利益     | 870,259    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 317,122    |
| 法人税等調整額         | △30,668    |
| 当期純利益           | 583,806    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 583,806    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |   |                  |  | 負債の部            |   |                  |  |
|-----------------|---|------------------|--|-----------------|---|------------------|--|
| 科               | 目 | 金額               |  | 科               | 目 | 金額               |  |
| <b>流動資産</b>     |   |                  |  | <b>流動負債</b>     |   |                  |  |
| 現金及び預金          |   | 2,132,142        |  | 買掛金             |   | 119,148          |  |
| 営業未収入金          |   | 1,310,433        |  | 1年内返済予定の長期借入金   |   | 724,837          |  |
| 商貯蔵品            |   | 42,181           |  | リース債務           |   | 14,633           |  |
| 前払費用            |   | 7,807            |  | 未払金             |   | 642,126          |  |
| 1年内回収予定の長期貸付金   |   | 207,544          |  | 未払費用            |   | 327,903          |  |
| その他の金           |   | 24,981           |  | 未払法人税等          |   | 210,837          |  |
| 貸倒引当金           |   | 243,321          |  | 未払消費税等          |   | 178,285          |  |
|                 |   | △7,424           |  | 前受り金            |   | 857,572          |  |
| <b>固定資産</b>     |   | <b>5,515,958</b> |  | 預り金             |   | 57,361           |  |
| <b>有形固定資産</b>   |   | <b>3,517,347</b> |  | 賞与引当金           |   | 197,022          |  |
| 建物              | 物 | 2,291,366        |  | その他             |   | 580              |  |
| 構築物             | 物 | 47,157           |  | <b>固定負債</b>     |   | <b>1,966,943</b> |  |
| 車両運搬具           | 具 | 0                |  | 長期借入金           |   | 1,322,544        |  |
| 工具、器具及び備品       | 品 | 159,681          |  | リース債務           |   | 63,484           |  |
| 土地              | 地 | 935,730          |  | 退職給付引当金         |   | 5,266            |  |
| リース資産           | 産 | 83,411           |  | 資産除去債務          |   | 545,457          |  |
| <b>無形固定資産</b>   |   | <b>190,699</b>   |  | 長期預り保証金         |   | 23,590           |  |
| のれん             | ん | 4,257            |  | その他             |   | 6,600            |  |
| ソフトウェア          | ア | 182,712          |  | <b>負債合計</b>     |   | <b>5,297,251</b> |  |
| その他の資産          | 他 | 3,729            |  | <b>純資産の部</b>    |   |                  |  |
| <b>投資その他の資産</b> |   | <b>1,807,911</b> |  | <b>株主資本</b>     |   | <b>4,179,695</b> |  |
| 投資有価証券          | 券 | 10,620           |  | 資本              |   | 100,000          |  |
| 関係会社株           | 株 | 339,271          |  | 資本剰余金           |   | 313,457          |  |
| 出資              | 金 | 60               |  | 資本準備金           |   | 175,108          |  |
| 長期貸付金           | 金 | 309,847          |  | その他資本剰余金        |   | 138,349          |  |
| 長期前払費用          | 用 | 21,826           |  | <b>利益剰余金</b>    |   | <b>4,031,925</b> |  |
| 繰延税金資産          | 産 | 249,630          |  | 利益準備金           |   | 2,035            |  |
| 差入保証金           | 金 | 960,241          |  | その他利益剰余金        |   | 4,029,890        |  |
| その他の金           | 他 | 63,863           |  | 別途積立金           |   | 200,000          |  |
| 貸倒引当金           | 金 | △147,448         |  | 圧縮積立金           |   | 237,666          |  |
|                 |   |                  |  | 繰越利益剰余金         |   | 3,592,224        |  |
|                 |   |                  |  | <b>自己株式</b>     |   | <b>△265,687</b>  |  |
| <b>資産合計</b>     |   | <b>9,476,946</b> |  | <b>純資産合計</b>    |   | <b>4,179,695</b> |  |
|                 |   |                  |  | <b>負債・純資産合計</b> |   | <b>9,476,946</b> |  |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額        |
|--------------|------------|
| 売上高          | 14,392,094 |
| 売上原価         | 11,001,387 |
| 売上総利益        | 3,390,707  |
| 販売費及び一般管理費   | 2,458,212  |
| 営業利益         | 932,494    |
| 営業外収益        |            |
| 受取利息         | 4,481      |
| 受取手数料        | 7,539      |
| 受取事務手数料      | 7,800      |
| 違約金の収入       | 4,380      |
| その他          | 6,653      |
| 営業外費用        |            |
| 支払利息         | 25,994     |
| 貸倒引当金の繰入     | 24,005     |
| その他          | 6,856      |
| 経常利益         | 906,492    |
| 特別利益         |            |
| 固定資産売却益      | 311        |
| 事業譲渡益        | 8,909      |
| 特別損失         |            |
| 減損損失         | 100,446    |
| 税引前当期純利益     | 815,266    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 306,063    |
| 法人税等調整額      | △27,180    |
| 当期純利益        | 536,383    |

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社成学社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所  
指定社員 公認会計士 高田 篤  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 立石 浩将  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社成学社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社成学社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社成学社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
大阪事務所  
指定社員 公認会計士 高田 篤  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 立石 浩将  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社成学社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月28日

株式会社成学社 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 山田明彦 | ㊟ |
| 社外監査役 | 竹山直彦 | ㊟ |
| 社外監査役 | 上田文雄 | ㊟ |

以上

# 定時株主総会会場ご案内図

会場

## 当社本店 2階会議室

大阪市北区中崎西三丁目1番2号

電話 06-6373-1529



交通

阪急電鉄 大阪梅田駅

茶屋町口改札口より徒歩10分

大阪メトロ谷町線 中崎町駅

4号出口より徒歩5分

総会ご出席者へのおみやげをご用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 株式会社 成学社

<https://www.kaisei-group.co.jp/>

 UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

 VEGETABLE  
OIL INK